

「京都市駐車場条例」改正の素案について ～市民の皆様からのご意見を募集します～



本市では、「低炭素のまち・京都」の実現に向け、地球温暖化対策を推進するとともに、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、本年1月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定し、その理念に基づき、「京都市駐車施設に関する基本計画」及び「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」を改定したところです。

このような本市における新たな取組の実施に伴い、脱「クルマ中心」社会のモデル都市を目指すため、駐車需要を抑制したうえで、「必要な駐車需要等を踏まえた駐車施設の有効活用と将来の適切な配置を促すことにより、歩くを中心としたまちと暮らしを実現すること」を目的とし、「歩くまち・京都」に寄与する附置義務基準の見直し等の施策を盛り込む条例改正の素案を作成しました。

つきましては、「京都市駐車場条例」改正の素案について、広く市民の皆様からの御意見を募集致します。

改正の素案内容

1 建築物に係る用途区分の細分化と附置義務基準の見直し

現行の京都市駐車場条例では、一定規模以上の建築物を新築、増築又は用途変更をする場合は、その建築物内又は建築敷地内に決められた駐車台数の設置を義務付けています。しかしながら、建築物の用途によって、駐車需要を生じさせる程度は異なることから、用途に見合った適切な駐車台数となるよう建築物の用途区分を細分化するとともに、用途区分ごとの基準値（附置を義務付ける駐車施設1台当たりの床面積）の見直しを行います。

2 附置義務対象の見直しによる附置義務の緩和

駐車場整備地区・商業系用途地域における附置義務については、土地の有効活用を進め、まちの魅力の創出に寄与するよう、これまで延べ面積が1,500m²を超える建築物を対象としていたものを2,000m²を超えるものを対象とします。

また、これまで、駐車台数を最小2台からとなるよう算定式を設定していましたが、1台からとなるよう算定式を変更します。

附置義務基準の見直し

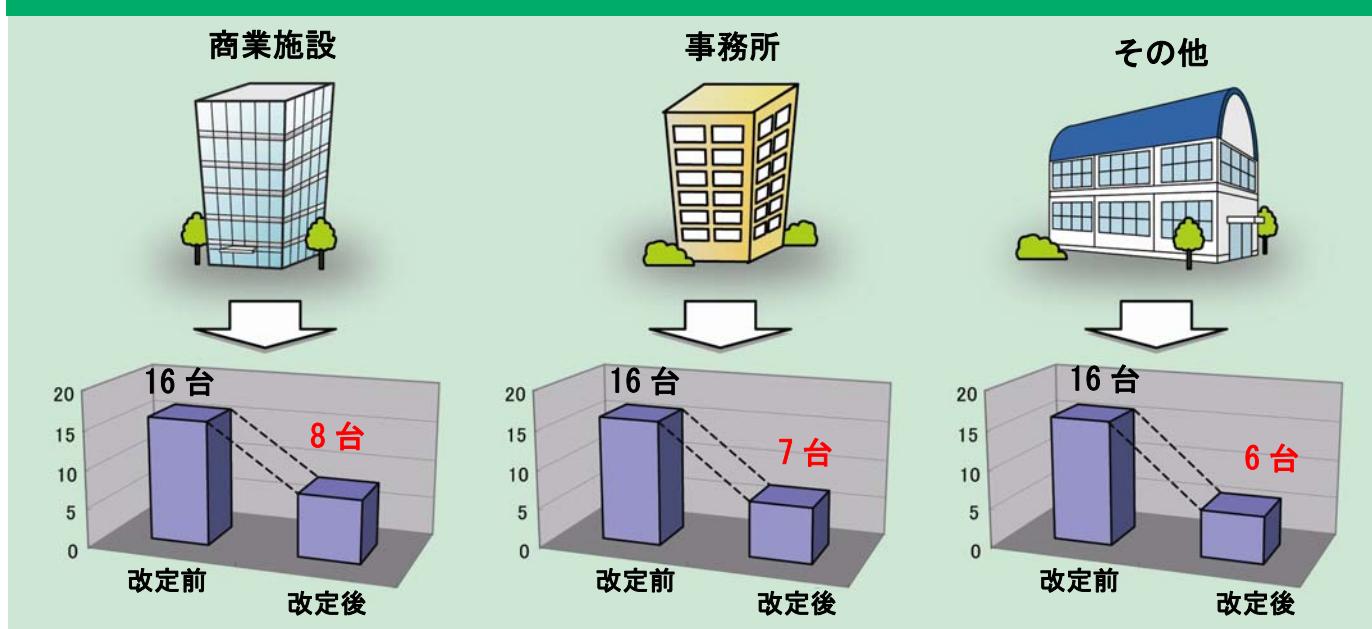
【改正前】

地区	駐車場整備地区, 商業地域, 近隣商業地域※1		周辺地区※2
建築物の用途区分	特定用途※3	非特定用途※4	特定用途
現行基準値	床面積が 200 m ² につき 1台	床面積が 300 m ² につき 1台	床面積が 250 m ² につき 1台
建築物の規模	延べ面積が 1,500 m ² 超	延べ面積が 3,000 m ² 超	延べ面積が 3,000 m ² 超

【改正後（案）】

地区	駐車場整備地区, 商業地域, 近隣商業地域			周辺地区			
建築物の用途区分	特定用途			非特定用途			
	商業施設	事務所	その他	商業施設	事務所	工場	その他
改正（案）基準値	床面積が 300 m ² につき 1台	床面積が 350 m ² につき 1台	床面積が 400 m ² につき 1台	床面積が 600 m ² につき 1台	床面積が 400 m ² につき 1台	床面積が 450 m ² につき 1台	床面積が 500 m ² につき 1台
建築物の規模	延べ面積が 2,000 m ² 超			延べ面積が 3,000 m ² 超			延べ面積が 3,000 m ² 超

例：駐車場整備地区に 4,400 m²の建築物を建築する際に必要となる駐車台数は・・・



現条例の算定式（新築の場合）

	特 定 用 途 (商業施設,事務所,工場,倉庫等)	非 特 定 用 途
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延べ面積が 1500 m ² をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 1300\text{m}^2}{200\text{m}^2}$ 台	延べ面積が 3000 m ² をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 2700\text{m}^2}{300\text{m}^2}$ 台
周辺地区	延べ面積が 3000 m ² をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 2750\text{m}^2}{250\text{m}^2}$ 台	—

小数点以下は切り上げ

見直し案の算定式（新築の場合）

	特 定 用 途 (商業施設,事務所,工場,倉庫等)	非 特 定 用 途
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	延べ面積が 2000 m ² をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 2000\text{m}^2}{A\text{m}^2}$ 台	延べ面積が 3000 m ² をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 3000\text{m}^2}{600\text{m}^2}$ 台
周辺地区	延べ面積が 3000 m ² をこえるとき $\frac{(\text{延べ面積}) - 3000\text{m}^2}{B\text{m}^2}$ 台	—

小数点以下は四捨五入

※ 周辺地区：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

※ 算定した数値が1台未満である場合は、1台とする。

※ A：駐車場整備地区、商業系用途地域での各用途区分の基準値

※ B：周辺地区での各用途区分の基準値

3 自動車利用の抑制を図る施策

(1) 駐車場整備地区における隔地制度の緩和

駐車場整備地区は、駐車需要の需給バランスが保たれていますが、未だに路上駐車が存在し、自動車交通が著しくふくそうする地区であり、駐車施設の適正な整備や配置を推進すべき地区であることから、駐車施設を増加させるだけでなく、既存の駐車施設の有効活用を図ることで、選択肢を増やし、建築物から駐車施設までの距離の制限をおおむね200メートルからおおむね500メートルに延長します（隔地制度の緩和）。

また、駐車場整備地区内でも、特に公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、自動車流入を抑制する地区と位置付けている「歴史的都心地区」では、この隔地制度を利用し、歴史的都心地区から周辺への駐車施設に配置誘導を行うとともに、歴史的都心地区外の建築物の隔地駐車場^{※5}として利用されないようにします。



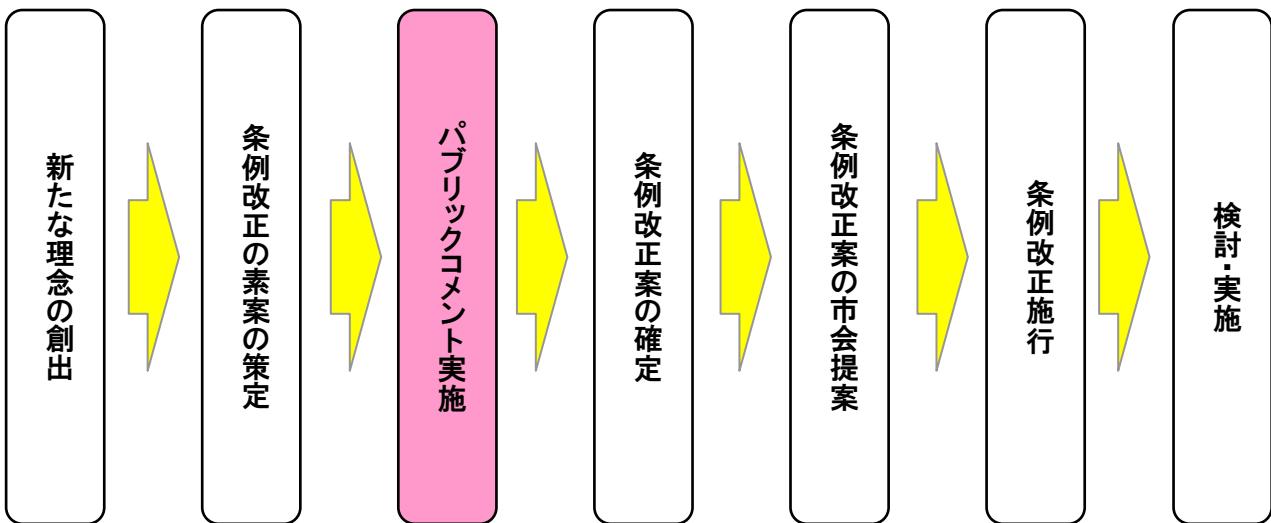
(2) 公共交通利用促進策に対する新たな附置義務引き下げ規定の創設

公共交通の利便性の高い「歴史的都心地区」及び京都駅をはじめとした鉄道駅の周辺において、公共交通利用促進策の計画・実施に対する附置義務の引き下げを図ります。まず、その第一歩として、自動車中心から歩行と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現し、まちの賑わいの創出を目指す地域である歴史的都心地区とその四隅にある駅周辺及び京都駅周辺500メートル以内において、「歩くまち・京都」の実現に寄与する公共交通利用促進策を実施する大規模商業施設に対して、一定の附置義務の引き下げを行います。

今後の予定

平成22年度

平成23年度以降



※1：「駐車場整備地区」とは、商業地域、近隣商業地域、またはその他の地域内において、自動車交通が著しくふくそうする地区であり、また、まちの魅力を高め、歩行者と公共交通に配慮した円滑な道路交通を確保するための駐車施設の適正な整備や配置を推進すべき地区（都心部地区約407ha、京都駅地区約77ha）。

※2：「周辺地区」とは、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の地区。

※3：特定用途（駐車場法施行令第18条）とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場。

※4：非特定用途とは、特定用途以外の全ての用途。

※5：隔地駐車場とは、駐車場条例第26条に基づき、建築物の構造又は敷地の状態その他特別の理由により駐車施設を建築物又は敷地内に設置することが困難であると認められた場合に、建築物の敷地からおおむね200m以内の場所に設置する駐車施設で、一定条件を満たしたものについて承認したもの。

募集内容 「京都市駐車場条例」改正の素案についての御意見

募集期間

平成22年11月1日（月）～11月30日（火）（消印有効）



発行 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

TEL 075-222-3505

平成22年10月 京都市印刷物第224424号